

## 専任技術者資格要件一覧表(電気工事業)

| 第1欄  | 第2欄   | 第3欄   |
|--|---|---|
| <p>1 法による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>3 電気工事士法(昭和 35年法律第139号)による第1種電気工事士免状の交付を受けた者又は第2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 電気事業法(昭和 39年法律第170号)による第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者(同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。)であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者</p> | <p>5 建築士法第 20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>6 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の 19、第7条の 20及び第7条の 22において準用する第7条の5の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録計装試験」という。)に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>7 社団法人日本計装工業会の行う平成 17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> | <p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>財団法人建設業振興基金の行った平成7年度又は平成8年度の電気工事技術者特別認定講習</p> |

| 資 格  |
|--|
| 一級電気工事施工管理技士                               |
| 二級電気工事施工管理技士                               |
| 建設総合技術監理(建設)                               |
| 建設「鋼構造及びコンクリート」総合技術監理<br>(建設「鋼構造及びコンクリート」) |
| 電気電子総合技術監理(電気電子)                           |
| 第一種電気工事士                                   |
| 第二種電気工事士(免許交付後、3年以上の実務経験が必要)               |
| 電気主任技術者 一種・二種・三種<br>(免許交付後、5年以上の実務経験が必要)   |
| 建築設備士(資格取得後、1年以上の実務経験が必要)                  |
| 一級計装士(合格後、1年以上の実務経験が必要)                    |